

平成30年度第2回徳島県男女共同参画会議 議事概要

1 日 時 平成30年11月7日(水) 午後1時30分から

2 場 所 大会議室(県庁10階)

3 出席者の氏名

阿部 頼孝	委員
乾 琢也	委員
喜馬 正至	委員
佐野 春香	委員
佐和 良佳	委員
齒朶山 加代	委員
瀬尾 規子	委員
津森 美紀	委員
中村 孝雄	委員
鳴滝 貴美子	委員
葉久 真理	委員
板東 喜代子	委員
平野 文子	委員
吉岡 一夫	委員

<会議次第>

1 開 会

部長あいさつ

2 議 事

(1) 「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」の素案について

(2) その他

3 閉 会

<資料>

資料 1 「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」改定素案概要

資料 2 「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」素案

資料 3 平成30年度「男女共同参画に係る意識調査」(e-モニターアンケート)の結果

資料 4 「新しい『徳島県男女共同参画基本計画』策定に向けたアンケート」結果
～H30.7.8 男女協調週間講演会において実施

資料 5 「新しい『徳島県男女共同参画基本計画』策定に向けたアンケート」結果
～H30.8.26 とくしまフューチャーアカデミーキックオフセミナーにおいて実施

<議事概要>

1 議事(1) 「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」の素案について、事務局(男女参画・人権課)より説明

2 質疑応答

(会長)

ありがとうございました。

それでは、これから、委員の皆様方から次期計画の素案について、ご質問、ご意見、ご提言などをいただきたいと思います。

なお、いつもお願いしていることですが、それぞれの委員さんから長い短いは別にいたしまして、少なくとも一回は、ご発言をいただきたいというふうに考えております。
よろしくお願ひしたいと思ひます。
どなたからでも結構です。
いかがでしょうか。
では、〇〇委員さん、お願ひします。

(委員)

失礼いたします。
なるべく多くの委員さんにご意見を、ということですので、まとめられるかどうかわかりませんが、意見を申し上げたいと思ひます。
まず一点、先ほど、県が提示をしていただきました、調査をされた資料を頂いてます。
それを見てましたら、先ほど説明にもあったんですが、最近になって、特にやはり男女平等になっていないという意見が増えてきているということで、なるほど私もこれ頂いた時に、どうしてかなというふうに思ひました。
そこらへんを、県として、こういうふうになってきている理由を、どのようにお考えになっておられるのかなと思ひます。
それと、前回の委員会の時に少し、県の職員の方の育児休暇がきちっと数値化、数値化されていないということ、指摘をさせていただいて、特に今回、男性の家事、育児、介護等への参加促進ということで、10ページに企業に対しても、働きかけをしてまいりますということで記述はされているんですが、県の方は、前回も言ひましたけれど、やっぱりモデルケースになると思ひますので、県が、いい提示をすると企業等も取り組まなきゃいかん、という気持ちになろうかと思ひますので、県として、やっぱりどういうふうに取り組んでおられるのかなということを感じました。
それと、1人親家庭等の支援策をいろいろ、きめ細やかに書いていただいております。
実は、私、つい最近のことで、経験したんですけれど、保育所で保育をしてたんですが、保護者の方が、仕事が決まらなくて、で、子供3人おられます。
3人いると誰かが病気になって休んだりして仕事を継続できないっていうような状況を聞きました。
そういうなかで、民生委員や、そういった方や、ケースワーカーの方たちが取り組んでるんですけれど、結局、全てのその3人の子どもが保育所にも行かない、小学校にも行かないという状況になってきてるんですね。
それをまあ、どうしようかな、このまま放置しておいてはいけないという形で報告をされたんですが、来られていた徳島県内の各保育所の方から、結構、それぞれの保育所にそういう状態があるということを知りました。
で、それは一つの傾向として女性が若く結婚をして自分が楽しむ時代がないままに、子育てに突入して、でしかも、働かなければならないけれど、子ども3人もいたら何回も休まなきゃいけないということで雇ってもらえなくなってくる。
仕事が継続できないっていうようなね、そういう話で。
そこら辺を、どう救う手立てがあるのかなあ、という非常に悩ましい思ひで。
といひますのが、全ての子どもの、いわゆる教育を受ける権利っていうのが、全てなくなってしまう。
取り分け、幼児期にそういうことになりましたら、幼児期がぐちゃぐちゃの上に積み木は積み上がっていきません。
そういった意味で、そういう事態を、ひとり親家庭も含めながら、どう手立てをするべきなのかなということ、すごく感じましたので、何か手立てがあるならば、考えていただけたらなというふうに思ひます。
それから、26ページの方で、多様な人権の尊重ということで、国の計画にもありますけれど、障がい者、外国人、同和問題に加え、女性であることで様々な複合的な困難ということで、書いていただいております。
これは前回の計画にはなかったことで、非常にありがたいなというふうに思ひます。
で、さらに、④の所でインターネット上のモニタリング、これも、徳島新聞に掲載されましたけれど非常に悪質な差別的な書き込みが増えて、そういう情報を得ながら、さらにそれを大きくしていくような書き込みが今だんだんと増え続けています。

そういう意味でこういうモニタリングをして頂けるって言うことはありがたいんですけど、併せまして、せっかく同和問題等に加えていうことで書いて頂いてますので、さかのぼって、24 ページからは、障がい者のための環境整備、それから、外国人のための環境整備ということで個別に書いていただけてます。

できれば、同和問題等を加えて、そういう女性たちの支援策を一つ、項目を起こして、書き込んでいただければなというふうに思います。

少し長くなって申し訳ありませんが、以前に被差別部落の女性の実態調査をしていただけてます。

で、その中で、部落外の女性と部落内の女性の抱える課題が違うということが出てきています。

で、その状況は、今も改善をされていない状況にありますので、非識字の状況、エンパワーメントも書いていただけてますが、ある程度の学力があつてエンパワーメントするのと、文字の読み書きさえできないという状況をどう克服しながら、エンパワーメントしていくのかという課題も依然としてございます。

で、高学歴になってきたとは言いつつも、途中までしか学校へ行けていない、学力が保障されていないという問題がありますので、そこらへん、手立てが必要なのではないかと思いますので、提案をさせていただきたいと思います。

で、最後になりますが、非常に外国語表記が多くなっております。

新しい用語もたくさん出てきています。

一部は注釈を加えながら、こういう事っていうことで説明がされていますけれど、全ての人達にこの計画を知っていただくということを考えたら、この表記、こういう主要課題の説明からありますが、非常に外国語表記が多いんですね。

で、なかなか外国語のニュアンスを日本語に直そうとすれば、非常に無理があるということは私も分らないではないんですけど、おそらくこの計画が作られたら大きな冊子と啓発版の小さな冊子、パンフレットも作られるだろうと思います。

そういうことを想定しながら、県民の方になるべく分かりやすく、括弧表記でもいいですから、説明を加えるということを、お願いをしたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

長くなって申し訳ありません、以上です。

(会長)

ただいまの〇〇委員さんからのご意見に対して、事務局の方からよろしくお願いします。

(事務局)

男女参画・人権課でございます。

まず私の方から一番、最初に質問のありました、資料3のe-モニターの意識調査で平等の部分の比率が減ってきているのは、県としてどういう理由だと思っているのかという質問だったと思います。

まず、このe-モニターの表にもありますとおり平成26年からの変化という形で5年間の変化を載せてございますが、冒頭説明しましたように毎年このモニターの人っていうのは変わっていきっておりますので、今回の方が、こういうふうな回答をしたということで、どういう理由で、これは平等でないと回答したかという理由まではこちらも把握はできませんけれども今回のこの経年変化を見て、我々の方でもどういう理由でこう下がっているのか、分析した結果、過去5年でみまして、そのモニターの方の年齢構成ですとかあるいは、男女比率というものを調べますと、今回の調査の特徴としましては、70歳以上の方の人数が増えております。

ですから、逆に20歳代と言うか、30歳未満の方が人数的に減ってるというふうなことがありまして、70歳以上の方っていうのは、若い時というか、働いている時は、おそらく男性は仕事をして女性は家庭でっていう、いわゆる、固定的な役割分担というか、そういうのがあった時代に働いている方だと思っておりますので、そういう70歳以上の方が、今回は増えているということで実際に、平等でないと回答した方も70歳以上の比率が高くなっているところがございますので、年齢構成上そういったことかなというふうに思っておりますのと、今回、その男女比率で言いましても、過去の四年間よりも女性の回答した比率が多いので、やっぱり、女性から見たらまだまだ平等ではないよというふうなところがあったのかと思います。

それで、今回の調査が8月中旬から実施しているということなんですけれども、それまで、今年4月以降、全国的な動きとして、例えばトピック的なもので相撲の土俵に女性が、看護師さんが入ろうとした時に止められたとか、あるいは省庁の、特にいろんなセクハラ発言があったとか、ちょうどその

調査の直近、直前ぐらいに、大学の医学部等で、女性の点数の操作があったとか、そういった一連の事件があったので、そういうところで、この調査をしたところでもありますので、こう平等といったふうなところには、まだちょっと届いていないんじゃないかなという意識が働いたのかなと、これはあくまで推測ですけども、そういった状況があるのかなと思っておりまして、今後この計画が最終できた段階ではやっぱり、重要な要素として男女間での意識っていうのをもう一度見つめ直すというか、そういった、取り組みが、啓発が必要だと思いますので、そこは改めて力を入れて行きたいと思っております。

それから、今回の多様な人権の尊重というところで、高齢者とか障がい者とか、ある程度特化したような表記があって、そこに同和問題もというふうなお話だったんですけども、たちまちはこの、素案の形で今進めさせていただいております、男女共同参画とは、計画の内容を見ていただいてもわかるとおり、全部局に、またがるような非常に範囲としては広い計画にもなっておりますので、そういったことで今後、県議会の方にも報告してご審議頂くなど、最終決定までにいろんな過程がありますので、どこまでできるかっていうのはあるんですけど、色んな意見を踏まえながら最終案に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それから、外国語表記というか、カタカナとかそういったものが多いので、それについては出来る限り見やすいようにというか、誰が見ても分かりやすいような工夫を、これからしていきたいと思っております。

(事務局)

人事課です。

県職員の男性の育児休業について、ご質問をいただいたところでございます。

前回の会議におきまして、民間企業における男性の育児休業取得率を掲げてるのに、県職員はというふうなご意見をいただいたところでございまして、今後ですね、数値目標掲げる際には県職員についてもですね、載せれるような検討をしたいなというふうには考えてございます。

男性の育児休業の取得に向けた県の取り組みというふうなこともご質問頂いたかと思っております。

男性の育児休業、やはり制度としてはですね、育児休業、男女問わず取れる制度にはなっておりますけれども、やはり女性に比べて、男性の方が取得率は現状やはり低いというふうな現状がございます。

やはり、男性でもですね、育児休業を取得できるというふうな意識と言いますかですね、組織風土というのが、やはり重要だろうということで考えてございましてそういった方向でですね、現在は出産なりですね、育児をされる職員に対してですね、休暇制度等の内容を記載したですね、ワークライフバランス支援書というふうなものも交付しまして、職場をあげて育児とかですね、そういったことを支援するよというふうな風土をですね、醸成するような取り組みを進めてございます。

こうした中でですね、徐々にではございますけれども、取得率も徐々に上昇してるって言うふうな状況もございますので、引き続きですね、取り組みを進めて参りたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

(事務局)

次世代育成・青少年課です。

〇〇委員からご質問いただいた、保育料、ひとり親の件で、回答させていただきます。

現在国の方では保育料については、第二子半額、第三子以降無償化となっております、年収 360 万円に満たない世帯においては子どもの年齢制限を撤廃し、実施しております。

また市町村民税非課税世帯においては第二子から無償化とし、ひとり親世帯についてもさらに、同じように第二子から無償化としております。

次にひとり親の関係で変わりますのでお待ちください。

(事務局)

ひとり親の就業支援のことでご質問いただいたんですけど、現在のところで、ひとり親家庭の多くは、子育て負担が非常に大きく、非正規雇用の割合の高い状況でありまして、こうしたひとり親家庭を支

援するために、県では、県の母子寡婦福祉連合会に専門的に就労支援を行うひとり親家庭の就業支援専門員の方を配置しまして、積極的に就労支援を行っているところです。
具体的にはひとり親家庭の方が、必要な知識を習得するための各種講座でありますとか、資格取得のための給付金といった支援を行っておりますので、引き続き、今回のご意見を踏まえまして、こうした制度の充実を図っていきたいと思っております。

(事務局)

男女参画・人権課です。
さらに補足させてもらっていいでしょうか。
この計画なんですけども、先ほど〇〇委員さんがおっしゃった通り、多子世帯でさらに若くてっていう方の困難な状況っていうのは確かにあると思いますので、まずはこの23ページの、「若年者の妊娠等、困難を抱える女性等への支援」というところで、ここは初めて計画の中に盛り込むことになったのですが、まずはその学校の方で高等学校就学中に子どもを妊娠されて産んで、その後、学校をやめてっていうケースを想定して作ったところなんですけど、そういう場合にどうしても、学校をやめて、貧困に陥って、さらにその子どもも、今おっしゃったように学校に行けなくてっていう状況が出てくる場合があるので、そういうところをまずは防ぐために学校の方での支援ですとか、まずは、この性的なことをちゃんと知ってもらうところから、生徒に教えていくっていうところと、もしそういうことがあって、子どもができてしまった場合でも、学業を何とか続けて高卒としてちゃんと就職してやってくれるようにというところで就業継続できるように支援を行なっていくっていうところと、子どもについても、子育て世代包括支援センターの設置促進について盛り込んでいるんですけど、そういうところでさらに支援を行っていくっていうところで、子どもができる前からできた後の支援について、計画の中に盛り込んでいくっていうところで書いてございます。
以上、補足です。

(会長)

じゃあ、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

よろしくお願いします。
2点ほど、まず、8ページです。
職場におけるハラスメント防止対策の推進です。
10月31日に理事会を行いまして第4次計画の体系を理事の皆様にお配りしてご意見いただきました。その中で深刻な現状があるのでこれをぜひ会議で言ってほしいと言われました。
それが、介護現場でのセクハラということで、訪問介護ですね。
介護やってる方は女性が多いんですけど、一人住まいの男性の所に介護に行って、そこでセクハラを受ける。
二人体制にしたいんだけどなかなか難しいところがあるという、非常に深刻な問題があるようです。それで、厚労省が対策マニュアルを作成するというので、今年度中に作ることを決めたということです。
そういうところもちょっとこれね、あの8ページを見ると3行だけなんで、もっとう、介護現場のこととか、また織り込めなければ、また具体的ところで担当課がそれに対応していただけるようにしていただきたいなと思います。
もう一点ですが、今事務局がおっしゃいましたが、23ページのところで、「若年者の妊娠と困難を抱える女性等への支援」ということです。
これは今回新たに入ったということで、非常に大歓迎です。
で、午前中に、徳島市のフェスティバルあいのミニイベントをやっております、丸亀市から、仙頭真希子弁護士をお呼びしまして、誕生学、というの学ばせていただきました。
その中で、ここ③のとこと、高等学校等において書いてありますが、既に性被害は、小学生、中学生から起こっております。
加害者は身近な人で義兄弟であったり、お父さんであったりして、望まない妊娠が起こっています。

新潟の事件ですが、義理のお父さんから性被害を受けていましたが、小さい子たちは、何が起きているかわからないし、口に出して言えないんですよね。そして、妊娠してしまって、15歳くらいで出産し、殺してしまった。その時は、罪にならなかったのですが、ずっと義父から性被害を受けていて、20歳を超えた時に、妊娠出産し、2人で殺してしまった。今度は20歳を超えているので、その女性は4年間、刑務所に入ってしまったというような事件もあるんです。

だから、小さい時から性被害について、いったい何が起きているのか、ということを伝えるように教育委員会と連携してやってほしいなあと思います。以上です。

(会長)

今の〇〇委員さんからの、2点ご指摘あったと思うんですが、なにか、担当課の方からレスポンスをすることがあればお願いします。

(事務局)

男女参画・人権課です。

まず、最初の介護現場におけるハラスメント、これは今年度も、新聞等でも報道されまして、おそらく、こういう場面っていうのは全国的にも非常に多いケースがあるんだろうと思います。

おっしゃられた意見も踏まえて、担当課の方とも、協議しながら、どういったことができるか考えていきたいと思っています。

(事務局)

男女参画・人権課です。

2点目ですけども、あの、小学生とか若い方の性被害というところで、これについては性暴力被害者支援センターの「よりそいの樹とくしま」の方で主に対応させていただくことになるのかなと思います。

性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の方では、性暴力についての啓発、若い方、先ほどおっしゃったように確かに被害の認識がない方、若い方に対する啓発について工夫していく必要があるということで学校の先生ですとか身近な方にまず情報をお伝えするっていうことと、それと小学生、中学生ぐらいのわかるようになってきた方に向けては、ちょっと大人のパンフレットよりも分かりやすくしたようなパンフレットを用意しまして、まずは支援者の方に情報をお届けして、その次はご本人にっていうやり方で啓発を進めていこうかなと考えておりまして、あと学校の方で啓発っていうか、性教育の方ですとか、警察の方でも取り組んでいくことになるかとは思いますが、実際に被害が起こってきた時には、性暴力被害者支援センターの方とか児童相談所の方とか、警察の方と連携しながら、対応させていただくことになるかと思っています。

(会長)

それでは、次、どなたか。

じゃあ、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

先ほどの、資料3のアンケートの結果で、男女の地位(家庭生活)が平成28、29年度と24%であったものが、30年度では16.9%と低下したとの報告がありましたが、24%や16.9%と低い理由がわかりました。それは、回答者が、70歳以上の方と、女性が多かったということによるものと思われます。本調査では、70歳以上の方と、女性が多かったということです。回答者に偏りがあります。年々、対象が異なっているということです。推移で示されても対象の特性が大きく異なるので、傾向として判断することは難しいです。今回は70歳以上の高齢の方と女性の意見ですということを示していただければ、その方達の意見としてみます。年齢別や男女別に分析してみた方がもう少し現状が理解できるのではないかと思います。

基本計画（第4次）素案についてですが、前回、男性の家事、育児、介護の参加という言葉を「参画」に修正してほしいと発言いたしました。全体を参画に変えていただき、女性も男性も参画するという平等な表現になりましたので、ありがとうございました。

一点質問があります。素案に、女性リーダーをはじめリーダーという文言がたくさん出てきますが、このリーダーは何らかの方法で養成して、数値目標に何名というような値を出すものなのでしょうか。地域活動リーダーとか女性スポーツリーダーとか、先ほどの説明ではリーダーを登用するという言葉が出てきましたので、地域活動リーダーなどの名称を特別に付与するという形でここに書かれているのでしょうか。

（会長）

ただいまの〇〇委員からのご質問に対してはいかがでしょうか。
じゃあ、事務局、お願いします。

（事務局）

男女参画・人権課です。

はい、ありがとうございます。

リーダーという言葉が大変多いので分かりにくかったと思います。

ここで一般的に使われている、リーダーって書いてある中には県の方の事業名でリーダー育成講座とか、なんとかリーダー養成っていうふうに、固有名詞じゃないけど事業の名称として、県独自にリーダーの定義を持っているものもありますし、地域を引っ張っていくっていう意味で一般的なリーダーとして使っている“リーダー”もありますので、ちょっと、混在している状態で分かりにくいところも確かにあるかなと思います。

表記の仕方については、最終案に向けて、どんなふうを書くのがわかりやすいか、さらに、検討を進めてまいりたいと思います。

（委員）

何か数値目標として、このリーダーを何名養成するというものではないということですね。

（事務局）

それは、事業で、なんとかリーダー育成講座などを実施するのであれば、数値目標の中にもなんとかリーダー養成数とかいうふうに出てくる場合もございますけど、一般的に使っているリーダーというのは、特に数値目標に出てくるような意味のリーダーではなく、一般的なリーダーっていうので使ってますので、ちょっと、混在してると思います。

（会長）

じゃ、〇〇委員から、先にお願いします。

（委員）

まず、質問があるんですけども、総合的な推進体制の整備って最後にあったんですが、これ、第3期と第4期ってこれなんか違いがあるんですかね、3期も4期も一緒ですか。
やろうとしてることは、推進方策っていうのは。

（事務局）

すいません、失礼します。

ここの総合的な推進体制の整備のところは、ほぼ同じです。

前回の3次計画の時の体制と同じ体制でこの計画の実行について担保していくってことです。そうですね、変わったところといえば、この括弧2の③のときわプラザでの「ときわプラザを核とした男女共同参画の推進」というところの③のところだけちょっと追加をさせていただきました。

(委員)

あのね、まあ3期と4期、一緒だったら、まあ、またですね、こういうアンケートのこの資料4とか5のアンケートで男女共同参画基本計画3次があることを知ってますかっていう問いに対して非常に知らないっていう答えが多いと思うんですよ。

4次も同じことになるんじゃないかと。

それだったらこの方針のPRの仕方をもう少し考え直して、県民の皆様に分かっていただけるようなことをしていただいた方のほうがもっともっと浸透していくんじゃないかなと思ひまして提案させて頂きます。

それとですね、あと横文字とかカタカナが多いとかいろんなリーダーとかありましたけども多様なニーズっていうのは非常にたくさん使っております。

で、1, 2, 3があつて3期して6年もやってるのでその多様なニーズってどんなものがあるかっていうことをまた教えていただければと思いますし、それに向けて実際にそのニーズに具体的に話し合っていくっていうのも必要じゃないかなとそう思うたりします。

あと今度の第4期で経営者とかトップの意識改革っていうのは色々出てきまして私もお提案させていただいてそれが採用になって大変ありがたいでございます。

その経営者に言うにもこういった綺麗な言葉じゃなくて本当にわかりやすいような経営者に促進するための別のパンフレットを作っていたきたいとかそういったことをしていかないと企業のトップ経営者っていうのはもう言葉で理解できなかったら頭に入ってこないめんどくさいっていうふうになってしまうので、そういったことのないようにやはり働き方改革イコール企業の働く状況を変えるには経営者のトップの意識改革というの皆さん理解してると思ってますので、どうぞそういった点を4月からだとあと半年ほどありますので再度検討いただければと思っております。

以上です。

(会長)

ただいまの〇〇委員さんからのご意見に対して何か県側からレスポンスがあればお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

推進体制の整備につきましては、確かに内容として大きくは変わってないんですけども、当然この計画のとおり、男女共同参画の推進というのを本当に浸透させていこうすると、やっぱり、啓発の部分が非常に大事なので、いかに具体的にこういったものが浸透していく体制というのはどういうふうにあるべきと言うか、そこは、十分最終案に向けても検討していきたいと考えております。

それから多様なニーズとか抽象的な言葉が確かに多くなっておりますので、出来る限り具体的な、ぱっと見て何がイメージできると言うか、そういったところも工夫をしていきたいと思ひます。

それから企業のトップの意識改革ということで、これもいろんな形とか、いろんな機会を通じて、できるだけトップの方がお集まりになるようなところに出向いて説明していくっていうのが非常に大事なところかと思ひますので、そういったところ、また色々教えてもいただきながら、情報もいただきながら、我々も取り組んでいきたいと思ひますし、確かにこの分厚い冊子になりますとなかなか読んでいただけないということは当然あるので、第3次計画の時にも冊子と別にこう、概要版と言うか、PR版みたいな、簡略化した資料は当然、用意しますので、そうやって併行して啓発はしていきたいと思ひます。

ありがとうございました。

(会長)

次の委員さんどなたからでもお願いします。

それでは、〇〇委員さんお願いします。

(委員)

部会の中で言うたこととかも全部綺麗に入れてくださって、できていると思います。
質問なんですけれども 22 ページの中段の子育て世代包括支援センター、中より上の方なんですけれども、これって言うのは、あの質問なんですけど、もう、全市町村には設置されているんでしょうか。

(委員)

私が答えてもよろしいでしょうか。
包括支援子育てセンターはこの平成 29 年 4 月現在で徳島と沖縄だけが 1 センターのみの設置で、鳴門市に 1 センター設置されているだけです。
平成 32 年度に徳島市に設置するということですし、藍住やいくつかの市町村にも設置される計画のようです。現状では母子保健法において任意設置の施設ですが、妊娠から子育て期の駆け込み寺としてたくさん設置してほしいと希望しています。

(委員)

産後とか、鬱も多かったりとか、いろんな問題、すごい抱えてる人多いし、私個人的なこと、個人的なことというか、私の職場のことなんですけども、まあ、市町村回るので、これが、私も知識がなくてあれだったんですけれども、回っていくのでこういうことをやっぱ言うていた方がいいのかな、と思ひまして、ちょっとお聞きしたところです。
ありがとうございました。

(会長)

県側からは、もし、付け加えることがあれば。

(事務局)

失礼します。
健康増進課です。
先ほど〇〇委員さんの方からですね、子育て世代包括支援センターの徳島県の設置状況につきまして、ご説明ありがとうございました。
県の方で、現段階で把握しております情報につきましては、〇〇委員さんがお伝えくださった情報と大差はございません。
平成 31 年度に、設置を予定されている、あくまで現段階では予定なんですけれども、設置を予定されている市町村は、石井町、板野町、で、32 年度開設を準備されてる市町村は、徳島市、北島町、藍住町、上板町、海陽町とお聞きしております。
厚労省が、平成 32 年度までに全市町村への設置を努力義務として、今、推奨しています。
県内の市町村も、それを受けまして皆さん、その設置に向けてですね、今すぐく、尽力してくださっているところです。
それをですね、県の方といたしましても応援するという形でできることをバックアップさせていただいているところです。

(会長)

じゃあ、〇〇委員さんお願いします。

(委員)

はい、ありがとうございます。
〇〇委員とか〇〇委員がおっしゃっていただいたように、このアンケートに対して最初見せて頂いた時に、ん？と思ったことがあります。
本当にその男女参画という問題が浸透してきたからおかしいよっていう意見が出たのか、あるいは今なお、男女平等が全くできてない、あるいは、もっとできてなくなったのかって思うと、少し男女

平等っていう問題は進んではきたと思うので、こういう表になるのがおかしいなっていうふうに思ったので、僕も疑問に思いました。

でも、あの〇〇委員がおっしゃったようなサブ解析っていうのが、今後は大事になってくるんじゃないかなと思うので、来年度は是非よろしくお願ひしたいと思います。

私の関与するところでありましたら、防災に関して男女を考えていただけるということは非常に大事なことだと思っています。ありがとうございます。

それで、実際に避難所でトイレの問題であるとか、プライバシーの問題であるとかいうところをどのように支援と言うか、そういうふうにされていくのか、ちょっと一回教えてほしいということが一点、二点目、以前に〇〇委員から言われたか、病児保育、それから〇〇委員も言われた幼児保育っていう問題について、県の支援っていいですか、それについてどのような考え方なのかという、この2点をちょっとお願ひしたいと思います。

(会長)

ただいまの〇〇委員さんからのご質問に対して、担当課の方から、お願ひします。

(事務局)

保健福祉政策課でございます。

避難所の男女共同参画に関する配慮についてでございますけれども、県の方で避難所運営マニュアル作成指針というのを作成してまして、その中におきまして、男女共同参画の視点といたしまして、女性特有のニーズに沿った物資、ボランティアを把握するとか、避難所運営本部の構成員の女性を少なくとも3割以上入れる、また、男女別のトイレにつきましても、女性対男性は3対1の割合で設置するとか、洗濯物の干し場を分けるとかそういうようなことを記載してマニュアルを作成していただくように指導しております。

(委員)

ありがとうございました。

(事務局)

次世代育成・青少年課です。

今ご質問いただいた病児保育の件なんですけど、県としましては、国の補助事業としまして地域子育て総合支援事業の一環として行なっておりまして、病児については病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業に対して交付金を行っております。

平成29年の実施箇所数なんですけど14市町村29箇所で開催をしておるような状況です。

以上です。

(会長)

次の委員さん、どなたでも結構です、はい。

じゃあ、〇〇委員さん、お願ひします。

(委員)

今回の素案にも子育て支援について様々書かれているんですけども、私この7月から8月に全3回開催された、徳島子育て支援対策検討会議というのに、公募委員として参加させていただきました。

私含めて3人の公募委員が参加しまして全員が子育て支援を受ける立場の乳幼児の母親でした。

会議室、この会議室でも行ったんですけども、一角に託児コーナーを設置していただいて、子連れでの参加というのが可能でした。

その会議の中で今後もこういった当事者の声を聞く場というの作ってほしいといった発言したところ、こういった会議に当事者が参加するのは、しかも3人も参加するというのは珍しくて、ましてや子連れで参加というのは異例中の異例であるという議長からそういうお話を伺いました。

ただ、その支援を受ける立場の利用者の声やニーズを直接聞くというのは、行政とのズレを無くすためにも必要であると思っています。

実際にその会議でも、委員の皆さんだったりと県の方と子育て当事者の公募委員の年齢差とかなどもありまして、情報収集とか発信の方法についてもかなり、その、ジェネレーションギャップを感じる場面というのが多々ありました。

アンケートや調査だけでは見えない部分というのもあると思いますので、今後もそういった会議の場に当事者を呼んでいただきたいなと思っているんですが、そういった機会というのは今後も予定されているのかというのが、一つ目の質問です。

二つ目なんですけども、テレワークのことで、私自身もテレワークで働いているんですけども、総務省の平成 30 年テレワーク先駆者百選というのが、平成 27 年度から毎年行われています。

で、こちらは、テレワークの導入、活用を進めている企業、団体をテレワーク先駆者として、その中から十分な実績を持つ企業等をテレワーク先駆者百選として公表しています。

で、30 年の公表はこの 11 月 2 日に行われました。

今年は新たに 36 団体が追加されまして、カルビーとかソフトバンクですとか、東京の大企業が大多数を占めるなか、徳島県の株式会社カンマンも一社選ばれています。

徳島県でそこに入ったというのは、今年はこの一社だけでして、法人としては初めてです。

で、徳島県はブロードバンド環境も日本一で、その環境を活かし、テレワークの推進もどんどん進んでいるので、全国的なアピールに向けて来年のテレワーク先駆者百選には徳島の企業が多く載るように、該当企業に対して働きかけをしていただきたいなと思っています。

また、こういった会議でも様々な事情に対応できるようにズーム等のビデオでの参加が可能であればいいなと思っています。

実際、今、そのズームなどを使ってのビデオでの参加とか、例えば傍聴でも実際に来ないと傍聴できないかと思うんですけども、ズームで傍聴するというのは可能でしょうか。

仕事ですとか介護で、直接ここには、例えば片道 1 時間かかると来れないけれど、1 時間 2 時間 会議を傍聴するのは可能という方、参加が可能という方もいらっしゃると思うので、そういったことに対応していただければと思っています。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の〇〇委員さんのご意見に対して、何か県側からお答えすることがあればお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

子育て中の当事者の方がいろんな県の会議とか色んな場に参加することについては、やっぱり、子どもさんの預け先が困ったりというところが確かにあると思いますが、ちょっと最後の方から回答するんですけど、今のところズームでの参加っていうのは、県の方の検討の中には上ってない、うちの段階では上ってないんですけども、ときわプラザの方にも託児の制度っていうか、とかがございますので、何か検討と言うか、ありがたいご意見として、伺ってちょっと今後何か考えていけたらと思います。

計画についてのご意見、今回だったら、計画についてのご意見をいただくということになるんですけども、直接来ていただいて、ご意見を伺うというのが一番とは思いますが、それ以外にも、先ほどのアンケートのように、ときわプラザの託児を利用していただいて、そこでイベントに参加していただいて、そこでアンケートという形でご意見をいただいたり、あと、パブリックコメントもいたしますので、パブリックコメントについてもいろんなところでできるだけ広く広報をさせていただいて、色んな状況の方から計画についてのご意見をいただけるように、色んな方法を使いながらご意見いただけるように努力をしていきたいと思っています。

男女の方からは以上です。

(事務局)

テレワークについてのご意見をいただきありがとうございます。

商工労働観光部の労働雇用戦略課でございます。

テレワークの推進ということで様々な施策を進めております。

中でも、「テレワークセンター徳島」を設置し、イベントや、ICTの研修などを行い、スキルを磨いていただいて、参加者の皆さん方がICTを使った職業につけるようにという取り組みもさせていただいているところです。

テレワークへの理解と、導入ということで、「テレワークセンター徳島」の職員がコーディネーターとして、企業の方に参りまして、それで業務の切り出しでありましたり、働き方の変えた形で勤められるようにということで、働き方改革の一つの取り組みとしてもさせていただいているところです。それで委員からご意見のごさいました、総務省の「テレワーク先駆者百選」につきましても、「テレワークセンター徳島」の方で企業を回っている際に、先駆的にやられているような企業がございましたら、こちらの方からもご推薦できるような形で把握に努めて参りたいと思いますので、今後とも色々な情報をお教えいただければと思います。

ありがとうございました。

(会長)

それでは、続きまして、どなたでも。

はい、〇〇委員さんお願いします。

(委員)

私この会議、今日が初めてなんでちょっとよくわかってないところがあるかもしれないんですけども、日頃助産師として活動してる時にちょっと疑問に思っているところをちょっと聞かせていただけたらと思います。

あの、ここの22ページに、②なんですけども、「乳幼児等の医療費の助成」っていうところが出てるんですが、このところで私訪問にもちょっと行ったことがあるんですけども、予防注射なんですけど、公費負担と自己負担っていうのがあって、その自己負担ですと1万もするっていうことで、子どもさんの命とか安全とか健康というよりも先に、経済面の方を考えてるお母さんもたくさんいらっしゃるんです。

そういうふうな時に、これは受けたら無料、これは受けたら有料っていうんじゃないかって、希望があれば、みんな無料にしてあげたらいいんじゃないかなと、私は日頃思います。

で、ちっちゃな赤ちゃんですから、急変して、もう、すぐにお母さん方も大変な目にあってるのもわかってるんですけども、でもお金がいるからっていうことをすごく心配されています。

そのあたり、どんなふうに今後されていくのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

それともう一つ、その下にひとり親っていうことが出てるんですけども、私、今、南海の准看護学校の方にちょっといてるんですけども、その学生は、働きながら学校に来てます。お昼からね。

で、その子たちが、たまたまなんですけども、卒業式が2月だったんです。

そしたら3月のひとり親の助成金がいただけなかったって、1日違いだったか2日違いだったんですけど、3月1日に卒業式があったら出たけども2月27日だったかなんかしらだったら、助成金をもらえなかったと、その子はちょうど子どもさんも進学時期、それから自分も准看からもう1つ上の学校に行きたいということで進めていたんですけども、その3月のその助成金がいただけなかったからお金にすごく困るっていうふうなことを言ってきたんですけども、その辺りは3月までは学校の方に籍があるというふうな考え方を私は持ってたんですけども、どうも、それはもうダメ、ということで、打ち切られたということですのですごく悲しんでた学生がいてたんですけども、そういうのも本当にもう1日違ったときってピシャッと切ってしまうものですか。

すいません、こんな質問で申し訳ないんですけど。

(会長)

分かりますか。

県の守備範囲内のことで、お答えできることがあれば。

じゃあ、ちょっと、答えられる範囲で。

(事務局)

健康増進課です。

ご質問ありがとうございました。

予防接種についてのお話なんですけれども、すいません、直接の担当でないものでして、詳しいことをお伝えすることができないかと思うんですけれども、私の聞く範囲内でのお話しかできなくて申し訳ないんですけれども、予防接種につきましてはですね、予防接種法に基づきまして、公的負担ができるものできないものっていうのが分けられていたりするかと思います。すいません、思いますっていうことで申し訳ないんですけれども。

皆さんにですね、色んな予防接種を打たれまして、そこで何か不具合がございましたら、保証ができますとかできませんとか、また色々な、すいません、たぶん、ということで申し訳ないんですが、色々な兼ね合いがあるかとは思いますが。

ただおっしゃってくださったような、医療、予防接種、高額なものもございまして、経済的にご負担がかかるようなところで、それを辛抱して打たないっていうような現状はあろうかと思います。

担当の方にですね、私の方が持ち帰りまして、また後日お答えさせていただくというので構いませんか。

(委員)

ありがとうございました。

(事務局)

こども未来応援室です。ひとり親の助成金の関係なんですけど、今、手元に細い要件の資料がございません。具体的なケースでないと分かりかねる部分もありますので、お教えいただけたら、お調べしてお答えさせていただきます。もし制度として改善できるようなものであれば、改善していきたいと考えておりますので、また具体的にお話をお聞かせいただけたらと思います。

(会長)

県の職員の方も、けっしてスーパーマンではありませんので、ご自分の、それぞれの守備範囲のことについてはエキスパートですけれども、ちょっとご承知いただきたいと思います。

それでは、続きまして他にどなたからでも、ご意見を頂いていない方、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

今回部会の方に入らせていただいて、ちょっと意見を述べさせていただいた中で、33ページの方の「男女共同参画の視点に立った防災、減災活動の推進」というふうな中で、ちょっと、なかなか表現がしにくいかなというふうなご意見をいただいたんですけれども、5行目からの「これまでの大規模災害時においては」というところの辺りで「女性とか子どもに対する性犯罪等が多発するなど、治安の維持が課題となっています」というような表現で掲載いただきました。

実際に阪神淡路大震災での出来事であったり、東日本の出来事であったりという、陰に隠れた課題ではあると思うんですけれども、こういったことが起こらないような、実際起こると想定してなんですけれども、そういった時にそういった悲しい出来事が起こらないような啓発も必要なんじゃないかなというふうなことは感じて述べさせていただきました。

今回、新しく主要課題として入りましたと説明頂いた7番のことであったり、8番のことであったり、12番のこと、これは全て福祉という視点での考え方がすごく入った計画になったのかなということで、私としては、福祉の仕事をやってきたというふうなところですごく嬉しいなと、良かったなというふうに感じております。

前回の時も、委員として参加をさせて頂いてたんですけれど、ちょっと、ん？というふうなところがあったんですけれど、これからは、こういった視点が入ってくると、まあ、すごくいいのかなっていうのと、こういったことが出てきたということはやっぱり他部署との連携っていうところの必要性が、この計画の中にもきっちり書かれてきたというふうなところで、よりこれから具体的なPDCAサイクルを使って計画に則った、きちっとした事業推進が年度を追って図られていくと思うんですけれど

も、私たちのような小さい市でもやっぱり横の連携が図れないと出来ない事ってやっぱりたくさんあります。

で、そういったところをお願いはしていくんですけども、なかなかこう横串を刺した事業がいかないと、皆こう、縦割りというところの意識がまだまだ強いので、県の方がそういった体制を取っていただくと、市町村にも広がっていくのかなというふうに感じますので、また是非よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどから、まとめ方として、※のところが計画のすぐ下に書かれているんですけども、ちょっと私が今までこういったまとめものを見たときに最終ページに、まあ、言わば私達のいう福祉用語というので、一括に後ろに整理されてるんですね。

ていうほうが必要なところだけ確認ができる、わかってる方はそのまま読めばいいし、これってなんだろうって思う人はこれの専門用語ですっていうことで後ろのページに掲載すると、冊子としては、ちょっと見やすいものになるのかなというふうに感じたので、ちょっと意見だけです。

(会長)

何か、今の〇〇委員さんのご意見に対して、何かお答えすることはございますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

県の中の連携体制ということについては、先ほども、ちょっとご説明させていただいたんですけども、35 ページの方にありますように、徳島県男女共同参画推進本部っていうのを庁内の関係課が入って作っておりまして、それは外の方は入ってないので、内部だけの組織になるんですけども、そこで計画のことですとかを諮ったりして、横の連携を取るよにという体制を県の方では作って取り組んでいます。

で、今日も、こちらの方に、関係課から担当者が来てくれているんですけど、それも推進本部の一担当員として、来てくれているということです。

今後もこのような体制で取り組んでいきたいと思います。

それと、体裁の方については、先ほどからも他にも色々ご意見いただいているので、なるべく分かりやすい体裁に、これから最終案に向けて整えていきたいと思います。

ありがとうございました。

(事務局)

とくしまゼロ作戦課です。

今、お話のありました、避難所での女性の性被害というところについては、かねてから問題になっておりまして、早急に対応すべき問題かと考えております。

ただ、一方ではプライバシーの確保のところもひとつ大きな問題となっております。

その二つにつきまして、ともに解決できるような方法を、今、検討を重ねているところでございます。

また、市町村の方と連携を図りながら対応していければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、次の委員の方、じゃ、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

聞きたいことがいくつかあったんですけども、前の委員さん達の中で回答いただきましたので、重複しない部分だけちょっとお聞きしたいんですけど、一点だけ、テレワークに関して、ちょっと私自身まだ理解が十分でないところもあります。

実態がどうなってるのかわからない部分もあるので、ちょっと聞きづらいのですけども、自宅とか場所や時間を選ばずに、自分の都合に合わせて仕事ができるということなんですけども、その場合、これは企業ごとでその取り組んでいただくっていうことですかね、というのは、会社に所属していなが

ら自宅で仕事しているのと同じ扱いなのか、あるいはフリーランスという形での働き方になるのか、というところを、まずちょっと確認させていただけたらと思います。

(事務局)

テレワークにつきましては、雇用型として、企業にお勤めの方が働く場所として自宅でされたり、それから、モバイルワークもございまして、出張先で報告書を書いて帰宅、勤務時間が終わればそのまま帰れるというかたちで、一旦は会社の方に帰って報告を出さなければいけなかったものがモバイルで報告ができるといったこともテレワークのひとつでございます。

ですので、企業がどういう業務についてテレワークを活用するかというのはその企業がどういうふうに業務を切り分けて、かつモバイルとかその他の仕事のやり方をお考えになるかということになるかと思えます。

(委員)

ありがとうございます。

意見を少し言わせていただきます、テレワークに限らずなんですけど、アンケートの中にもいくつかあって、ちょっと素案の方を見た限りあまり記載がなかったように思うんですけども、やっぱり女性の賃金のところが、やっぱりあの大きな問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。男女で賃金の格差がひどい、というのはやっぱり今までの話の中にもありましたけど、まあ、子育て、出産ということもありまして、時短勤務ができない、あるいは休暇が取れない場合でしたら退職するしかないっていうケースも、やっぱり未だに多くあると思います。

そこに対する手立てというのは当然必要ですし、時短してでも働き続けられる仕組みづくり、あの、私今いるところが医療労働組合なんですけども、看護、介護、医師、事務などの医療関係の労働組合が主なんですけども、そこで、看護師だったら当然、夜勤とかっていうのがどうしても切っては切り離せないところなんですけども、夜勤ができないと、正規として雇って貰えない、あるいは正規として雇われてたはずなのにパートに切り替えられるっていう事例もやっぱり出てきてます。

それはまあ、一病院との労働者との関係っていうふうに言ってしまうとそれまでなんですけども、そういったところ、働き続けられる環境を本当に県としてどう支援していくのかっていうところで、賃金のところで差が出ないようにというところを少し打ち出すべきかなというふうに思います。

後、医療関係で多いのが、在宅の介護の所にも出ましたが、ハラスメントっていうのはすごく多いところです。

セクハラ関係に関しては患者、利用者の方からっていうのが半数以上です、パワハラですね、上司からのハラスメントってありますし、最近では、部下からもっていう逆の、今までの認識とは逆の方向の流れっていうのもあって、いろんな所からのハラスメント、多数出てます。

で、中には、どういうのがハラスメントに当たるのかっていう認識が薄いついていうところもありますので、やっぱりその周知の部分とか、啓発のところをやっぱり連携して、経営者と連携して強めるって言うのは、引き続き強めて頂きたいというところがあります。

はい、以上です。

(会長)

ただ今の〇〇委員さんからのご発言に対して、何か、お答えできる範囲でお願いします。

(事務局)

女性が、出産、育児、介護などで離職をして、それで次にまた新規に働き始めるという時に、賃金格差というのがあるというご意見でございました。

そういうことから、やはり女性が育児、男性もなんですけれども、働き続けられる職場環境を、これからは作っていかねばならないと思っております。

それで、本日も労働局の委員さんが来られておりますけれども、今回の働き方改革では同一労働、同一賃金ということで言われておりますし、それからフレックスでありましたり、時短の勤務でありま

したり、それぞれの事情に応じた働き方ができるような職場環境を作ろうということで、国全体が動いております。

私どもといたしましても、労働局や企業の経営者の方々、医療機関の方々とも一緒になって、そういう、気運の醸成と制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

それと、ハラスメントにつきましては、やはり大きな人権問題であるかと思っております。

それで、利用者に対してももちろんなんですが、被害となる方にも毅然とした態度で臨んで頂くといった社会全体の啓発といったことを、人権を所管している部署や労働局と共に会社はもとより、社会に対して広く啓発に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

(会長)

じゃあ、あの、今お名前が出ましたので、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

皆様のご意見をお伺いしてしまして、かなりの部分が、私ども労働局が行っております施策と合致してるところがございます。関係機関と連携してということが書かれておりますので、県と、労働局、それから他の関係団体の方々と連携して取り組んで参りたいと思っております。

今、働き方改革ということで、世の中色々騒がしくなっておりますけれども、いよいよ来年の4月1日から、法が順次施行になります。働き方改革というのは、単に労働基準法がどうだとか、パート法がどうだと言うことだけではなくて、やはり働いていらっしゃる方が、労働者さんと事業主さんが連携してより良い職場にさせていただく、働き続けやすい職場に作って頂くと、そのことによって人手不足にも貢献するであろうと考えておりますので、そういうところで非常に啓発が大事なかなと思っております。

労働者に対する啓発はもちろんですが、経営者の方々に対する啓発も非常に重要でして、その中で先ほど、〇〇委員様からもお話がありましたけれども、女性活躍や働き方改革の根本は、男女共同参画という意識が非常に重要なんだと思います。

なので、男女共同参画の条例とか法律について、しっかりと経営者の方にもご理解いただいてその上で、さらにそれぞれの法律があるんだよ、というところをご理解いただくためにも今回良い機会ですので、経営者向けに分かりやすい資料をお作りいただくこと、要は県民全般に分かりやすい資料も必要ですが、それぞれのターゲットに対してわかりやすい資料をお作りいただくというのも非常に重要なことかなと思っていますので是非お願いいたします。

これから私どもも、重ねて申し上げますけれども、県の皆様と協力しながら男女共同参画とか、働き方改革とかってことを進めてもらいたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは続きまして、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

僕から何点か言いたいと思いますが、僕が一番最初に思ったのが、〇〇委員さんが言ってた、若者の、若いうちに子どもを産んでしまっ、その義父との関係で子ども二人殺してしまったということなんですけど、やっぱり歳が近いというのもあって、その事件の話を聞いてちょっとびっくりした点が一番大きかったんですけど、やっぱり小さい時に子どもを殺してしまったりして、その成長した時にも、心の傷っていうのは絶対残ると思うんですけど、例えば、中学校、高校でつらかったりして、リストカットとか自殺とか最近増えんと思うんですけど、やっぱりそのケアっていうのはどんどん今は厚くなっていると思うんですよ。

けど、そのケアって本当にできているかっていったらまだまだ全然できてないんですよ。

やっぱり学校で今もいる身としては、まだまだできてない部分があるなと思うところありますし、話は戻るんですけど、その赤ちゃんを殺してしまったとか、それって言い方は悪いですけど間違ってると思うんですよ。

ひとつの命に対しての責任がとれてないと思いますし、けど、そこまで追い込むってやっぱり、社会の流れとかがあると思うんで、そこを変えていくためには何が大事かと言うと、子どもの時からの教育っていうのが一番大事だと思うんで、僕が言いたいのは、教育委員会の方に言いたいんですけど、やっぱり、国語とか算数とかあるんですけど、そういう授業って大切だと思います。

けど、やっぱり何が一番大切かって言ったら、道德だと思うんですよね。

道德って、小学校はあったけど、今は、中学校はあるか分からないですけど、高校ではもうないんですよ。

小学校の時にあった授業ってやっぱり、社会に出て一番使う授業と思うんですよ。

精神的な面にも関係するんですけど、やっぱり小学校の先生とかが教えてくれるのは、大人に出ても間違わないことだと思うんで、最近では間違ったことがようけあると思うんですよ、例えば、東大生とか慶応生の性犯罪とか、あれって本当はしたあかん事っていうのは皆わかってると思うんですけど、それをしてしまうっていうのは小学校の時からの教育がまだ出来てなかったかなと思うんで、やっぱり、その教育をもっと期間を長くするべきだと思いますし、間違ったものは間違っていると言えるような力を女性にも身につけてほしいなと思いました。

以上です。

(会長)

〇〇委員さん、何かコメントがあれば。

(委員)

ありがとうございます。

若者のご意見ね、そうです。

これに対して県の方どうですか、それやらないかんっていう、大絶賛の拍手が湧くんかなと思ったら、シラーっとなってましたね。

教育委員会の方、どなたか、おっしゃってください。

(事務局)

教職員課です。

道德は小学校では今年度から「特別の教科」となり重要視されています。

各学校には道德教育推進教師等がおりまして、道德を各学校でしっかりと推進していくようになっていきます。今の子どもを殺してしまった事件について言えば、命の大切さについて学ぶ授業が学校で行われています。男女共同参画については、道德や人権学習の授業だけではなく、学校の教育活動全体を通じて行っていくものだと思います。教員の研修の中でも男女共同参画あるいは命の大切さ、そういうものをしっかりと組み入れて、しっかりとした指導ができるように教育委員会としても取り組んで行きたいと考えております。

大変貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。

(会長)

〇〇委員さん、よろしいですか。

じゃあ、〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

本当に色々お話もお伺いしてね、皆さんの意見とか、それと県の方のご回答もいただいたんで、はい、十分でございます。

ありがとうございます、これからもまたよろしく願いいたします。

(会長)

この機会に是非、これは言っておきたいなということがあれば、お願いします。構いませんか。

それではですね、予定しておった時間にもだんだん近づいて参りましたので、この辺りで委員さんからの意見を頂くことは一応、終わりにしたいと思います。
ただいま各委員さんから貴重なご意見をいただきましたが、事務局におかれましては各委員の意見を踏まえて、最終案へ向けて検討を宜しくお願い致します。
それでは、次の議題になりますが、議題2 その他、で、事務局の方から何かあればお願いします。

(事務局)

今後のスケジュール等についてお伝えさせていただきます。
今後は本日の会議の内容を踏まえまして 11 月県議会に計画素案として報告したいと考えております。さらに年明けになると思いますが、約一か月間、県民の方々からのご意見をお聞きするためにパブリックコメントを実施したいと考えております。
その後、その結果も踏まえまして、ちょっと期間は開くんですけども、来年の 5 月頃に第 3 回目の男女共同参画会議を開催し、その時に最終案をご審議いただきたいと考えております。
また正式な日程につきましては、今後調整の上、改めて連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。

(会長)

以上をもちまして、議事を終了したいと思います。
議事進行にご協力いただきありがとうございました。

以 上